

きずなの会に出会えてよかった
高齢者・障がい者の
身元保証・生活支援・葬送支援

本部・名古屋事務所

〒460-0002
愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル3階
TEL.052-961-8002 FAX.052-961-8022
kizunanokai-nagoya@bridge.ocn.ne.jp

豊田支局

〒471-0034
愛知県豊田市小坂本町1-8-7 ベルトピア豊田5階
TEL.0565-36-0082 FAX.0565-36-0085
kizunanokai-toyota@bronze.ocn.ne.jp

春日井支局

〒486-0931
愛知県春日井市松新町1-4 ルネック2階
TEL.0568-36-8201 FAX.0568-36-8202
kizuna-owarichuo@aqua.ocn.ne.jp

一宮支局

〒491-0858
愛知県一宮市栄3-8-17 レヴァンテビル3階
TEL.0586-26-2280 FAX.0586-26-2281
kizuna-ichinomiya@circus.ocn.ne.jp

彦根支局

〒522-0075
滋賀県彦根市佐和町11-30 アイシービル7階C
TEL.0749-27-9500 FAX.0749-27-9501
kizunanokai-hikone@fork.ocn.ne.jp

静岡事務所

〒422-8062
静岡県静岡市駿河区稲川3-1-24 内山ビル2階
TEL.054-654-5070 FAX.054-654-5071
kizuna-shizuoka@ivy.ocn.ne.jp

東京事務所

〒171-0021
東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル2階
TEL.03-5911-3400 FAX.03-3985-6788
kizuna-tokyo@snow.ocn.ne.jp

横浜支局

〒231-0023
神奈川県横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル10階
TEL.045-680-5511 FAX.045-680-5514
kizunanokai-yokohama@rice.ocn.ne.jp

豊橋支局

〒441-8021
愛知県豊橋市白河町29-1 白河ハイツ12B
TEL.0532-34-7836 FAX.0532-34-7837
kizuna-toyohashi@kind.ocn.ne.jp

半田支局

〒475-0922
愛知県半田市昭和町1-2 昭和ビル2階
TEL.0569-25-7530 FAX.0569-25-7531
kizuna-handa@sweet.ocn.ne.jp

岐阜事務所

〒500-8381
岐阜県岐阜市市橋3-8-3 江崎ビル2E
TEL.058-278-4377 FAX.058-278-4378
kizunanokai-gifu@lagoon.ocn.ne.jp

大阪事務所

〒541-0047
大阪府大阪市中央区淡路町2-6-5 井上ビル2A
TEL.06-6203-8666 FAX.06-6203-8667
kizuna-osaka@aiores.ocn.ne.jp

浜松事務所

〒430-0933
静岡県浜松市中区鍛冶町140-4 浜松Aビル北館5階D
TEL.053-489-3815 FAX.053-489-3816
kizuna-hamamatsu@axel.ocn.ne.jp

八王子支局

〒192-0904
東京都八王子市子安町4-15-19 ハネサム八王子4階
TEL.042-649-7190 FAX.042-649-7191
kizuna-hachioji@snow.ocn.ne.jp

所沢支局

〒359-1115
埼玉県所沢市御幸町5-8-1F
TEL.04-2929-0701 FAX.04-2929-0702
kizuna-tokorozawa@poem.ocn.ne.jp

特定非営利活動法人（NPO法人）

きずなの会

きずなの会

検索

2020年6月1日作成

NPO法人

きずなの会



きずなの会

理事長 小関 敏光
(お ぜ き と し み つ)

一人暮らしをされていた高齢者からの切実な相談が当会の始まりでした。
『施設に入居する際、身元保証人を求められた。』『身寄りがない。』『身元保証人がいない。』

そこで、このような悩みを解決する為、法律専門家・有識者が立ち上がりました。
平成13年(2001年)愛知県から認証を受け、西山富夫(名城大学名誉教授・弁護士)を初代理事長とし、NPO法人きずなの会設立。

平成21年(2009年)には内閣府の認証を受けました。

平成23年(2011年)12月、油田弘佑(弁護士・元裁判官・元公証人)が2代目きずなの会理事長に就任。

令和2年(2020年)5月、小関敏光(弁護士)が3代目きずなの会理事長に就任。

設立以来、令和2年(2020年)3月末までに累計約12,000名の方々と生活支援等契約を結び、求められる場で求められる役割を果たすべく、全国15か所の事務所で活動を行っております。

人生100年時代となったわが国で、私たちきずなの会は永年継続の意味と意義、社会的使命を忘れることなく、関係機関と密なる連携を取りながら歩を進めて参ります。

契約者皆様に安心と満足を手渡しできるよう、今後も弁護士法人名城法律事務所と共に健全な活動を続けていく所存です。



目次

きずなの会の支援

1. 身元保証	…P3
2. 生活支援 緊急支援／一般支援	…P4
3. 葬送支援	…P5
4. きずなの会の役割	…P6

弁護士法人名城法律事務所による支援

1. 金銭契約	…P7
2. その他 (希望者のみ)	…P8

契約プランの種類・料金

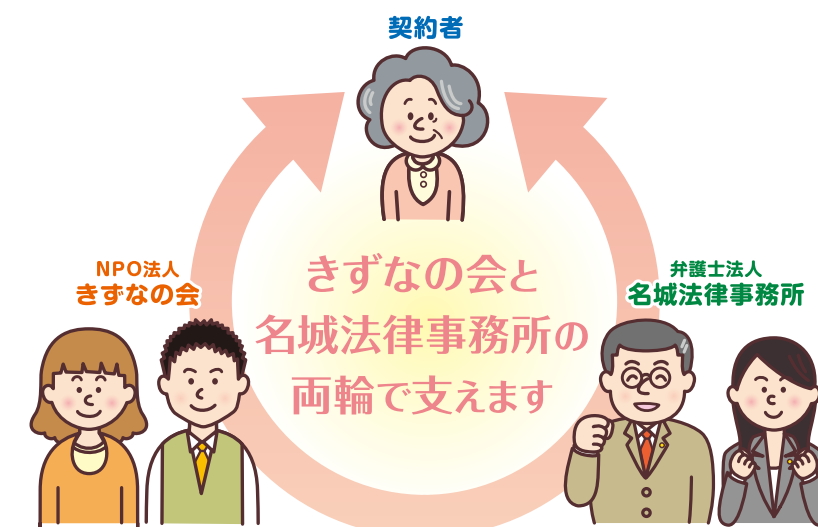
契約までの流れ

きずなの会 運営方法

きずなの会沿革・定款

Q&A

事務所 一覧地図



緊急連絡には24時間・365日対応しています

きずなの会の支援

日常生活支援 から葬儀・納骨まで責任を持って行います。

1. 身元保証

入院・転院、施設入居、住宅入居…
親族に代わって身元保証を行います。

- 例えば・・・
- 病気やケガで緊急入院することになった
 - 病院を転院することになった
 - 今後は介護・福祉施設で暮らしたい
 - 賃貸住宅に入居したい



きずなの会が身元保証人をお引き受けします

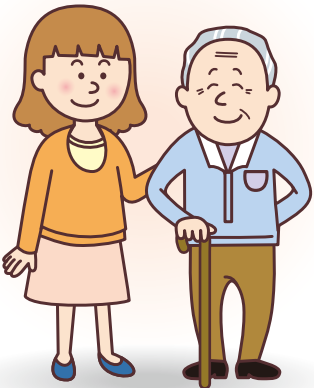


※ 旅行へ行かれる際などの緊急連絡先も引き受けます。

2. 生活支援 緊急支援／一般支援

病気・ケガなどの緊急支援はもちろん、安心して過ごせる
場所の調整など、身元保証人として必要な支援を行います。

契約者の方の希望・身体状況・経済状況などを考慮し、関係者の協力を得ながら医療・介護・障がい・年金などの各種制度を利用できるように支援いたします。
生活支援は有料ですが、契約時の預託金に生活支援費用の預り金(200,000円)が含まれていますので、そちらから充当いたします。※注1
ただし、お預かりしている金額以上に生活支援を利用された場合、生活支援費用の預り金を再度預託していただきます。
※注1 生活支援を含むプランで契約された方のみ



種類	支援内容	手数料(税別)
緊急支援	● 支援の依頼を受けてから2時間以内に対応が必要な支援(病気・ケガなど)	1 出動(4時間以内) 10,000円 (4時間を超える場合は 1時間毎に2,500円追加)
一般支援	● 入院・入居などの情報提供・申し込み手続き ● 受診・入退院・入退所時の付き添い ● 入院・入居中の支援(物品のお届け・医療説明の同席・手術立会いなど) ● 各施設見学の付き添い ● 病院・施設関係者・ケアマネジャーとの調整・協議 ● 転居に伴う手続き・家具処分立会い(処分業者の費用は別途必要) ● その他の生活支援	1時間あたり 1,000円

※ 支援員の移動(事務所 → 支援場所 → 事務所)も支援費用が必要です。
※ きずなの会の生活支援は、すべて介護保険適用外です。

3. 葬送支援

亡くなられた後の
事務手続きから葬儀・納骨までを行います。

● 万一のときの事務支援

- ☑ 亡くなられた場合、生前のご本人の意思に従いご遺族へ連絡
- ☑ 行政への届け出などの事務手続き
- ☑ 年金・ライフラインの停止手続き
- ☑ 住居の返還や家財・電化製品などの処分(専門業者の費用は別途必要)など…



● 葬儀支援

ご葬儀の連絡から葬儀場の手配、火葬・収骨まで、生前のご本人の意思に沿った形で葬儀を行います。

※国民健康保険などの葬祭費は、原則として喪主を務めるきずなの会に還付されます。

● 納骨支援

生前のご本人の意思に従い、納骨します。

納骨先が未定の場合、各地域にあるきずなの会の供養墓に納骨することも可能です。

また、墓じまいや散骨のご相談もお受けいたします。



安楽廟(名古屋市内)



藤枝霊園きずなの会専用墓
(静岡県藤枝市内)



きずなの樹(東京都町田市内)



永遠のいこひ(横浜市内)

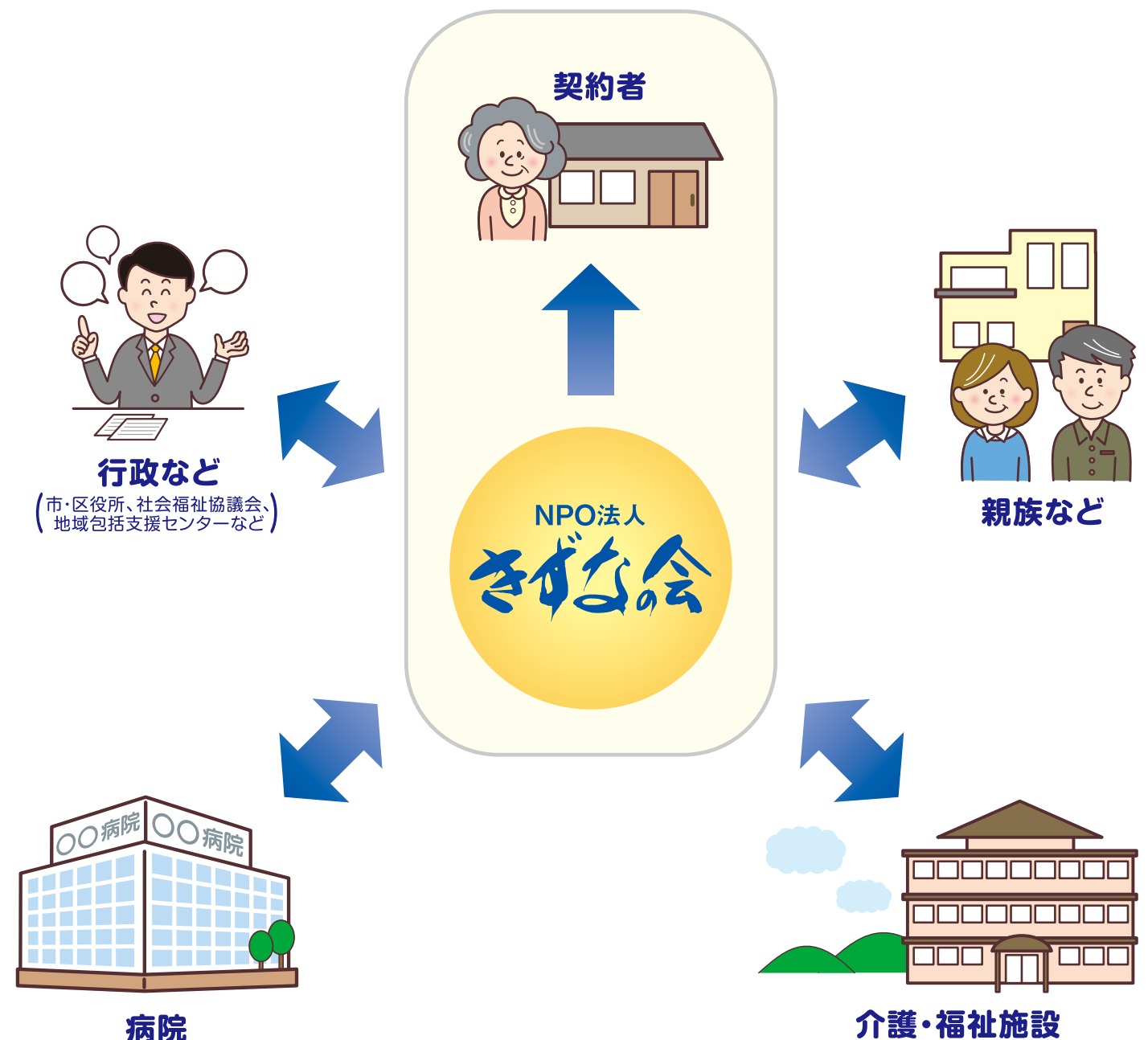
4. きずなの会の役割

契約者と関係機関、さらに親族との「きずな」を結びます。

家族がいても遠く離れて暮らしていたり、近くにもそれぞれの家庭事情により親兄弟のお世話ができない、介護離職をしなくてはならない、そうした家族が増えています。

行政や介護保険制度を頼りとしても、それだけでは足りないのが現状です。

きずなの会は、契約者の親族の代わりとなって、行政、病院、介護・福祉施設などの間をつなぎます。親族の方にも必要に応じ、その時々状況を報告します。



弁護士法人名城法律事務所 による支援

法律の専門家である弁護士が契約者をしっかりと支えます。

1. 金銭契約

きずなの会と契約する際、弁護士法人名城法律事務所（以下、弁護士法人）と①金銭預託契約②金銭管理契約のいずれかの金銭契約を結びます。

	内 容	手数料（税別）
① 金銭預託契約	弁護士法人が、契約に基づく預託金のみをお預かりします。 預託金は、専用口座で責任をもって保管します。 ※現金・通帳などをご自身で管理できる方に適しています。	1,000円/月 毎年1年分を契約月に後払い
② 金銭管理契約	①金銭預託契約の内容に加え、弁護士法人が現金・通帳・キャッシュカードなどをお預かりし、支払代行をするのが「金銭管理契約」です。 入院費・施設利用料などが発生した場合、お預かりしている通帳から支払を代行します。 半年に一度、金銭管理状況を報告します。 生活費などのお届けは、きずなの会職員が対応（訪問）します。 ※体力の低下などにより銀行窓口での手続きやATMの操作がご自身で出来ない方に適しています。	12,000円/月 毎年1年分を契約月に後払い

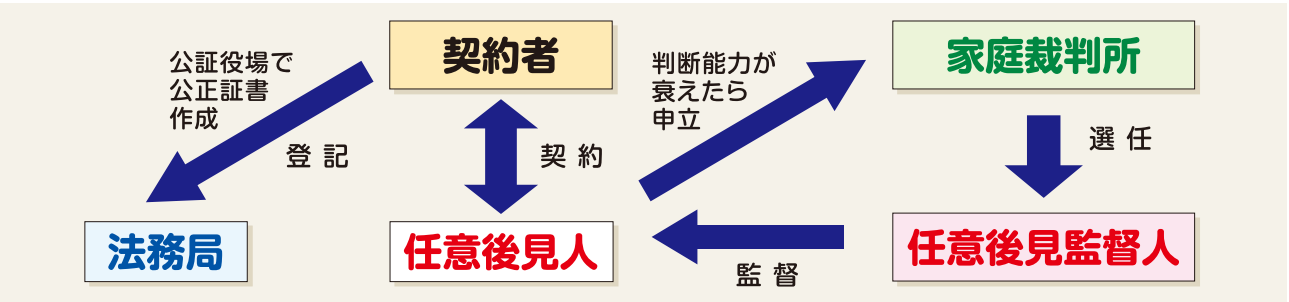
※金銭契約（金銭預託 ↔ 金銭管理）はいつでも変更することが出来ます。

2. その他（希望者のみ）

後見の申立てなどを弁護士法人に依頼することも可能です。（別途費用が必要です）

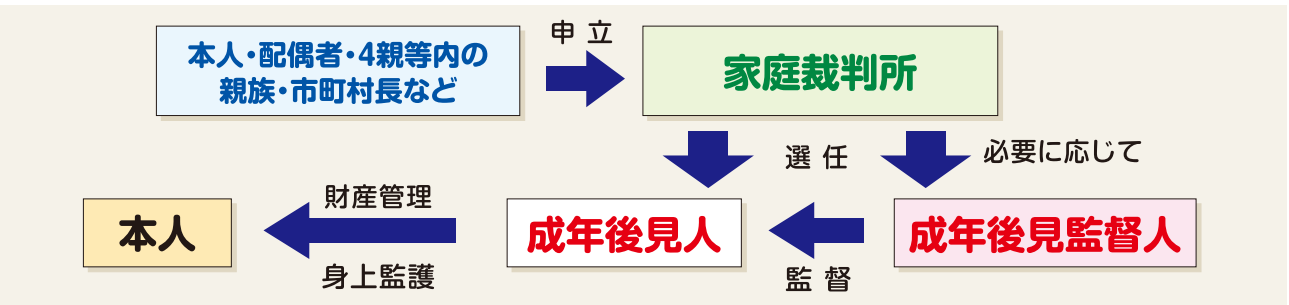
任意後見制度（判断能力が不十分になる前に）

判断能力があるうちに「任意後見契約」の締結をお勧めします。将来、あなたの判断能力が衰え、自分の身の回りのことや財産管理が十分に行えなくなったとき、金銭管理、医療サービスの処理を任意後見人が代行します。後見人は法律によって定められた制度で、裁判所が選んだ「後見監督人」が監督しますので安心です。



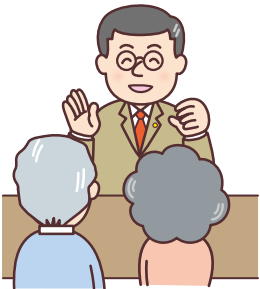
法定後見制度（判断能力が不十分になってから）

法定後見制度とは、任意後見制度と異なり認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方をあらかじめ保護することを目的として定められた制度です。知的障がいや精神障がいのお子様をお持ちの高齢者にとっても安心できる制度です。



遺言書

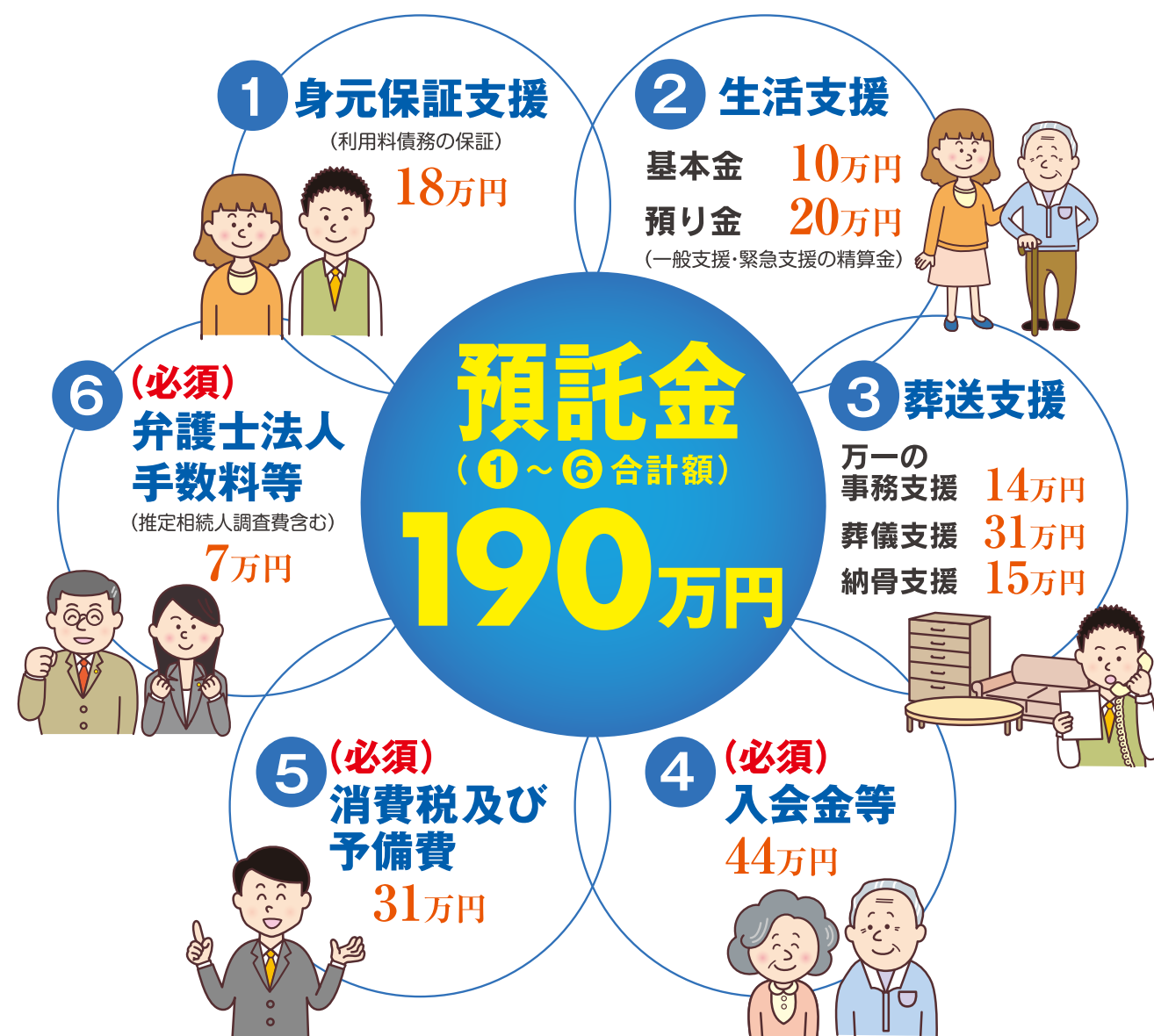
ご自身が亡くなった後の財産処分について、遺言書の準備をされる方が増えています。
弁護士法人に遺言書について相談することができ、また公正証書遺言や自筆遺言を預けることもできます。（自筆遺言の保管は別途費用が必要です）



契約プランの種類・料金

契約にあたり、下記内容の預託金が必要となります。
預託金は、弁護士法人名城法律事務所がお預かりします。
一括払いが困難な方は積立払いも可能です。

一般用基本プラン (①身元保証支援+②生活支援+③葬送支援)



※ 預託金以外に、きずなの会年会費と弁護士法人名城法律事務所の金銭手数料が別途必要です。
(14ページ Q4参照)
※ 積立払いをご利用の場合、「積立利用手数料」が別途必要です。
※ 出張契約の場合、「出張手数料」が別途必要です。

身元保証人の責任として、生活支援・葬送支援を求められることが多くあります。その一部を親族などが対応される場合は、下記のプランもご利用いただけます。

(⑤消費税及び予備費は契約プランにより金額が異なります。)

例1. ①身元保証支援のみ

ご利用例) 日常の支援や亡くなった後のことをお願い出来る方はいけれど、入院時・入居時に身元保証人を2名求められ、頼める人がいない…など

1 身元保証支援 18万円	+	4 (必須) 入会金等 44万円	+	5 (必須) 消費税 及び予備費 18万円	+	6 (必須) 弁護士法人 手数料等 7万円	=	預託金 87万円
----------------------------	---	----------------------------------	---	--	---	--	---	---------------------------

例2. ①身元保証支援+②生活支援

ご利用例) 葬儀と納骨は、親族が対応してくれることになっている…など

1 身元保証支援 18万円	+	2 生活支援 30万円	+	4 (必須) 入会金等 44万円	+	5 (必須) 消費税 及び予備費 18万円	+	6 (必須) 弁護士法人 手数料等 7万円	=	預託金 117万円
----------------------------	---	--------------------------	---	----------------------------------	---	--	---	--	---	----------------------------

例3. ①身元保証支援+③葬送支援

ご利用例) 日常の支援はお願い出来る方がいる…など

1 身元保証支援 18万円	+	3 葬送支援 60万円	+	4 (必須) 入会金等 44万円	+	5 (必須) 消費税 及び予備費 31万円	+	6 (必須) 弁護士法人 手数料等 7万円	=	預託金 160万円
----------------------------	---	--------------------------	---	----------------------------------	---	--	---	--	---	----------------------------

※上記の他に、後見制度を利用されている方(後見人・保佐人・補助人)向けの契約プランもあります。
また、身元保証人でお困りの生活保護受給者のための「特別支援契約」(預託金26万円積立払い可)もあります。

契約までの流れ

1.面談のご予約

まずは、お気軽にお電話ください。
面談の日時を設定いたします。

2.相談員と面談

ご自宅・病院・施設などへの出張相談（無料）もお受けしています。

3.ご契約内容の確認・検討

ご自身の希望する内容になっているか、ご確認ください。

4.日時・場所を決めて契約

本人確認のため、契約前に保険証の写しをご提出ください。

契約時必要書類	備 考
戸籍謄本	1通（発行後3ヵ月以内）
住民票（本籍地記載のもの）	1通（発行後3ヵ月以内）
銀行印と口座番号がわかるもの	年会費などの口座引落手続きをするため

※預託金のお支払いは、お振込みまたは口座引落でお願いします。

※「本人特定事項の確認」

弁護士法人名城法律事務所では、契約者の口座を管理したり、契約者からの現金（送金を含みます）、有価証券その他の資産（合計が2,000,000円以上になる場合）を預かったり、そのような資産を管理する場合に、氏名・住居・生年月日を写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）や、2種類の保険証・年金手帳などで確認し、コピーをとらせていただきます。

きずなの会 運営方法

運営方法

きずなの会是非営利活動法人です。しかし、スタッフの person 費や事務所経費は必要になります。そこで、下記業務の収益によって運営を行っています。

相談・契約業務

・入会金
・年会費
・手数料

生活支援業務

・緊急支援
・一般支援

葬送支援業務

・万一の事務支援
・葬儀支援
・納骨支援

スタッフ人件費・事務所経費など

福祉基金

経済的に恵まれない高齢者・障がい者の支援のため、「福祉基金」を設けております。福祉基金は、定期的に行われる理事会での承認を得て適正に運用されています。理事会のメンバーは、弁護士、税理士、社会福祉士、会社経営者などの一般市民から構成されています。

福祉基金

寄付

相続人様寄付

※ 福祉基金は皆様の善意に基づくものであり、きずなの会が寄付を強要することは一切ありません。

きずなの会沿革・定款

Q&A

きずなの会沿革

年	摘 要
平成13年(2001年)	特定非営利活動法人(NPO法人)きずなの会 愛知県の認証を受け、設立
平成15年(2003年)	岐阜事務所開設
平成16年(2004年)	尾張中央支所開設(平成29年〔2017年〕4月 春日井支局へ名称変更)
平成16年(2004年)	豊田支局開設
平成16年(2004年)	豊橋支局開設
平成17年(2005年)	東京事務所開設
平成17年(2005年)	西東京支局開設(平成29年〔2017年〕6月 八王子支局へ名称変更)
平成19年(2007年)	半田支所開設(令和2年〔2020年〕6月 半田支局へ名称変更)
平成21年(2009年)	静岡事務所開設
平成21年(2009年)	内閣府に全国認証を受ける(府国生第526号)
平成22年(2010年)	横浜支局開設
平成22年(2010年)	彦根支所開設(平成28年〔2016年〕7月 彦根支局へ名称変更)
平成23年(2011年)	油田弘佑新理事長就任
平成24年(2012年)	所沢支局開設
平成25年(2013年)	浜松事務所開設
平成28年(2016年)	一宮支局開設
平成30年(2018年)	大阪事務所開設
令和 2年(2020年)	小関敏光新理事長就任

きずなの会定款（一部抜粋）

目 的

第3条 本法人は、広く一般市民を対象として、高齢者社会の中で、高齢者や障害者が暮らしを守り、真に豊かな生活を実現できるよう、身元保証の引き受けを軸に社会的弱者の生活を支援し、また近く訪れるであろう死にかかわる問題として、死後の事務処理、葬儀や相続に関する調査、研究、支援、相談等を行うことにより人権擁護を図るとともに、本人あるいは親族の精神的、経済的負担を軽減し、高齢者・障害者の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

事業の種類

- 第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ① 福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業
 - ② 各種福祉施設・賃貸住居及び病院等の身元保証人及び連帯保証人の引受事業
 - ③ 入所、入居、入院時等の生活支援事業
 - ④ 死後の諸手続き及び葬送支援事業
 - ⑤ 葬儀、相続関連事項についての情報提供及び相談事業

【きずなの会 定款 第2章第3条 目的・第5条 事業の種類より】

Q1 入会するには、何か条件はありますか？

A 契約を結ぶ際、ご本人の判断能力が必要となります。その他の条件は特にありませんので、お気軽にご相談ください。

Q2 現在は、自宅で楽しく過ごしていますが、近い将来、施設入居を検討しています。安心して暮らす場所は、どのように探せばいいのでしょうか？

A 安心して暮らせる施設探しのお手伝いをきずなの会が行います。施設といっても様々な種類がありますので、ご本人の身体状況や経済状況などを考慮しながら、一緒に探してまいります。ご希望があれば、施設見学の同行も、もちろん行います。

Q3 預託金の一括払いができない場合、契約はできないのでしょうか？

A 一括払いが難しい方には、毎月の積立払いも対応しています。積立払いは、ご本人の収入に応じて、生活に支障がない金額を設定いたします。なお、積立払いの場合、積立利用手数料が必要となります。（初回金額に応じて10,000円～100,000円）

Q4 預託金以外に必要な費用はありますか？

A 金銭預託契約の場合、毎年入会月に「きずなの会年会費 年10,000円(税別)」と「弁護士法人名城法律事務所の金銭預託手数料 月1,000円(税別)の1年分」が必要です。
一方、金銭管理契約の場合、毎年入会月に「きずなの会年会費 年10,000円(税別)」と「弁護士法人名城法律事務所の金銭管理手数料 月12,000円(税別)の1年分」が必要です。
また、生活支援を含むプランで契約された方が、お預かりしている金額以上に生活支援を利用された場合、生活支援費用の預り金を再度預託していただきます。

Q5 金銭管理契約を結んで自分の通帳を弁護士法人名城法律事務所へ預けた場合、誰が確認してくれるのでしょうか？

A 契約者と契約者の希望する第三者（親族や行政など）へ半年に一度、金銭管理状況を報告いたします。これによって確認が可能です。

Q6 母は認知症ですが、契約は出来ますか？

A 判断能力がない方と契約を結ぶことはできません。後見の申立てを行い、後見人と契約を結ぶことで、お母様の支援は可能となります。今すぐ支援が必要であれば、とりえずご親族様と「第三者契約」を結び、お母様の支援を行うこともできます。後見の審判が下りた時、後見人契約へ契約変更します。なお、後見の申立てを弁護士法人名城法律事務所へ依頼することもできます。

Q7 契約者が亡くなった後、預託金はどうなりますか？

A 精算して法定相続人に返還します。そのため、契約にあたり弁護士法人名城法律事務所が推定相続人調査を行います。

Q8 中途解約はできますか？

A 解約はいつでもできます(きずなの会が身元保証を入れている場合、保証人の変更をお願いします)。精算後、残りました預託金は契約者へ返還します。

Q9 きずなの会の監査は、誰がしていますか？

A 監事が業務執行の状況を監査しており、毎事業年度終了後、事業報告書を所轄庁である愛知県（行政）に提出しております。なお、事業報告書と定款は、内閣府NPOのホームページ内「NPOポータルサイト」で閲覧することができます。

本部・名古屋事務所 ☎ 052-961-8002

地下鉄名城線・桜通線「久屋大通駅」徒歩6分／名城線「市役所」徒歩5分

豊田支局 ☎ 0565-36-0082

愛知環状鉄道線「新豊田駅」徒歩3分

春日井支局 ☎ 0568-36-8201

JR中央線「勝川駅」徒歩1分

一宮支局 ☎ 0586-26-2280

東海道本線「尾張一宮駅」徒歩6分／名古屋鉄道「名鉄一宮駅」徒歩10分

豊橋支局 ☎ 0532-34-7836

東海道新幹線・東海道本線「豊橋駅」徒歩2分

半田支局 ☎ 0569-25-7530

名鉄河和線「知多半田駅」徒歩1分

岐阜事務所 ☎ 058-278-4377

東海道本線「西岐阜駅」徒歩10分

彦根支局 ☎ 0749-27-9500

東海道本線・近江鉄道本線「彦根駅」徒歩4分

静岡事務所 ☎ 054-654-5070

東海道本線「静岡駅」南口より徒歩6分

東京事務所 ☎ 03-5911-3400

東京メトロ有楽町線「池袋駅」徒歩4分／JR山手線「池袋駅」徒歩5分

横浜支局 ☎ 045-680-5511

JR根岸線「関内駅」南口より徒歩10分／横浜市営地下鉄線「関内駅」出入口1より徒歩8分

大阪事務所 ☎ 06-6203-8666

地下鉄御堂筋線「本町駅」徒歩5分／地下鉄堺筋線「北浜駅」「堺筋本町駅」徒歩10分

浜松事務所 ☎ 053-489-3815

東海道本線「浜松駅」徒歩3分／遠州鉄道鉄道線「新浜松駅」徒歩1分

八王子支局 ☎ 042-649-7190

JR中央線「八王子駅」南口より徒歩5分／京王線「京王八王子駅」西口より徒歩12分

所沢支局 ☎ 04-2929-0701

西武池袋線・新宿線「所沢駅」西口より徒歩10分、西武池袋線「航空公園駅」西口より徒歩12分

memo

memo

